

消臭剤 仕様書

1	物件名称	消臭剤
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	8,000[kg](予定数量)
5	納入期限	契約の日から令和6年3月31日まで
6	納入場所	横須賀市三春町2丁目1番地 下町浄化センター
7	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
8	契約方法	単価契約(円/kg)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 内山 剛 電話 046-823-6414

指示事項

グリーン物品	<p>上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。</p>
--------	---

購入物件内訳書(単価契約用)

(税抜)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	予定数量	上限単価 (円)	契約単価 (円)
1	消臭剤	特記仕様書のとおり	無	kg	8,000	465.0	

- ・ 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- ・ 契約単価欄は、契約者が記入する。
- ・ 予定数量に契約単価に乗じた金額(税抜き)を入札金額とすること。

消臭剤 特記仕様書

(総則)

第1条

- 1 本特記仕様書は、横須賀市上下水道局下町浄化センターにおいて、脱水汚泥の硫化水素濃度抑制のために使用する消臭剤の仕様について定めるものである。
- 2 納入者は、横須賀市契約規則および本特記仕様書に基づき納入業務を完全に履行すること。
- 3 本特記仕様書に明記していない事項又は疑義が生じた事項については、横須賀市上下水道局（以下「局」という。）監督員と十分に協議し、その指示に従うこと。
- 4 本契約の履行の際、局の建築物および機械等を損傷したときは、局監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い納入者の責任で速やかに復旧または賠償すること。
- 5 本契約履行上、発生した事故等の責任および費用の一切の負担は納入者が負うものとする。
- 6 納入の際には、関係法令等を遵守し安全に十分注意すること。

(消臭剤の品質及び性能)

第2条 納入する消臭剤は、納入時の品質及び性能が以下の内容に適合すること。

- 1 水処理、汚泥処理及び現場設備に影響を与えない薬品を使用すること。
- 2 消臭剤には塩素や重金属を含まず、PRTR法に該当しない安全性が高い素材を使用すること。
- 3 安全性の高い亜硝酸塩系（硝酸カルシウムを20～30%含有）の消臭剤を使用すること。
- 4 成分性質はpH7.5～9.0、比重1.42～1.46とすること。
- 5 下町浄化センターの1日当たり発生する脱水ケーキ量約60tに対して、消臭剤を直接散布する事で、脱水ケーキ搬出時の硫化水素濃度を10ppm以下に抑えられる効果を得られること。

(納入数量)

第3条 納入予定数量は、期間内で、8,000kgとする。ただし、局の都合により納入量に増減があっても納入者は一切の異議を申し立てないものとする。

(納入方法)

第4条 納入方法についてはコンテナ搬入とし、1回当たり1,000kg～2,000kgでの納入を想定している。

(納入場所)

第5条 納入場所は以下のとおりとし、具体的な搬入方法等については監督員の指示によること。
横須賀市三春町2丁目1番地 下町浄化センター 汚泥処理棟1階
脱水機棟屋外

(消臭剤の添加条件)

第6条 納入する消臭剤の添加条件は、以下とする。

- 1 添加場所：汚泥処理棟ケーキ搬送コンベヤ 方法：直接散布
- 2 添加場所：脱水機棟ケーキ搬送コンベヤ 方法：直接散布
- 3 消臭剤の品質及び性能は、本特記仕様書によるが、局が測定する必要があると認めた場合、消臭剤の納入時より添加して硫化水素濃度を 10ppm 以下に抑制しているかを、納入者の負担で連続測定を行い報告すること。

(コンテナの回収)

第7条 使用済みの消臭剤のコンテナは、納入者が回収し適正に処分すること。

(提出書類)

第8条 契約後、速やかに緊急時連絡体制表、製品安全データシート及び PRTR 制度に係る資料を1部提出すること。なお、内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

納入毎に製造業者発行の成分分析表(正確な濃度を明示)、納入量証明書を各1部提出すること。

契約期間中に長期休業(年末年始等)がある場合の対応は、両者協議の上、必要な書類を提出すること。

(その他)

第9条 薬品注入等の薬品添加を行うための設備が、必要と判断した場合は、納入者の負担で設備を設置すること。